

お知らせ

H25. 6. 20
子育て支援課
(内線3662)

平成24年度の県内の児童虐待相談対応及び
被措置児童等虐待の状況等について(速報)

平成24年度の

- ① 県児童相談所及び市町で対応した児童虐待の対応件数《別紙1》
- ② 県における被措置児童等虐待の状況等《別紙2》

について取りまとめたので、お知らせします。

《別紙 1》

平成24年度の県児童相談所及び市町における 児童虐待対応件数について

平成24年度において、県児童相談所及び市町が対応した児童虐待件数を別紙のとおり取りまとめたのでお知らせします。
なお、概要は次のとおりです。

1 県児童相談所における対応件数

県内3か所の児童相談所が対応した件数は、379件で、前年度の223件に比べて156件増加（70.0%増）しました。

○虐待の内容別では、

身体的虐待が143件（37.7%）で最も多く、次いで、心理的虐待が133件（35.1%）、ネグレクトが92件（24.3%）、性的虐待が11件（2.9%）となっています。

○主たる虐待者別では、

実母が221件（58.3%）、実父が117件（30.9%）となっています。

○被虐待児の年齢別では、

小学生が125件（33.0%）、0歳から2歳が90件（23.7%）、3歳から学齢前が88件（23.2%）、となっています。

○一時保護を行った件数は、100件となっています。

2 市町における対応件数

県内20市町に相談のあった件数は506件で、そのうち児童相談所へ送致等せず市町が単独で対応した件数は254件で、前年度の251件に比べて3件増加（1.2%）しました。

（市町が単独で対応した254件の内訳）

○虐待の内容別では、

ネグレクトが121件（47.6%）、次いで、心理的虐待が73件（28.8%）、身体的虐待が60件（23.6%）となっています。

○主たる虐待者別では、

実母が199件（78.3%）、実父が46件（18.1%）となっています。

○被虐待児の年齢別では、

3歳から学齢前が88件（34.6%）、小学生が78件（30.7%）、0歳から2歳が60件（23.6%）、となっています。

3 県内における相談対応件数

県内の虐待対応件数は、県児童相談所が379件、市町が254件で合計633件となり、過去最多を記録しました。（平成23年度の474件に比べ159件増加（33.5%増））

この背景には、全国的に痛ましい死亡事例が相次ぐ中、児童虐待に対する認識が高まり、地域住民からの積極的な通報に結びついたことが一つの要因と考えられることから、今後も、児童の安全を確保するために児童虐待防止の啓発活動に取り組んでいきます。

《別紙2》

平成24年度の愛媛県における被措置児童等虐待（子育て支援課所管分）の状況等について

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、平成24年度に本県で生じた被措置児童等虐待の状況等について、次のとおり公表します。

記

1 被措置児童等虐待の状況

2件

県では、施設を訪問し、施設職員及び児童から聞き取り調査を行い、事実を認定した。その調査結果を県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置専門部会に報告し、その意見を踏まえ、いずれの事案についても、施設に対し、虐待防止の徹底、再発防止への具体的取組等を指導した。

2 被措置児童等虐待事案の状況

(1) 事案1

- ①被害児童 女2名（幼児2名）
- ②事案概要 社会的養護関係施設の指導員（1名）が、児童に対して、注意・指導を行った際に生じた不適切な対応で、身体的虐待及び心理的虐待に該当するものと認定。

(2) 事案2

- ①被害児童 男1名（高校生1名）
- ②事案概要 社会的養護関係施設の指導員（1名）が、児童に対して、注意・指導を行った際に生じた不適切な対応で、身体的虐待に該当するものと認定。

《参考》

児童福祉法

第三十三条の十六 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

児童福祉法施行規則

第三十六条の三十 [法第三十三条の十六](#) の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関 障害児施設等
 - ニ [法第十二条の四](#) に規定する児童を一時保護する施設又は[法第三十三条第一項](#) 若しくは[第二項](#) の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種

児童相談所における虐待相談対応状況(期間:24.4.1-25.3.31)

1 一時保護件数(委託含む)

19年度	52
20年度	81
21年度	60
22年度	61
23年度	41
24年度	100

2 対応状況

	施設等 入所措置	継続指導	その他	合計
19年度	30	231	21	282
20年度	49	275	10	334
21年度	19	206	47	272
22年度	42	201	69	312
23年度	19	186	18	223
24年度	51	290	38	379

※19年度、継続指導と施設入所の二重対応4件有り
 ※20年度、継続指導と施設入所の二重対応15件有り

3 相談経路

	家族	親戚	近隣・知 人	児童本人	福祉事務 所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
19年度	28	11	61	2	37	7	0	8	10	49	33	32	278
20年度	40	7	42	7	40	3	0	27	21	69	29	34	319
21年度	18	19	41	2	28	7	2	13	4	88	28	22	272
22年度	31	24	66	2	25	3	2	17	4	83	24	31	312
23年度	25	2	94	2	13	0	0	8	2	49	13	15	223
24年度	38	9	109	5	30	2	0	18	4	91	25	48	379

4 主な虐待者

	実父	義父	実母	義母	その他	計
19年度	73	11	176	2	16	278
20年度	75	15	208	6	15	319
21年度	76	26	151	2	17	272
22年度	77	38	192	1	4	312
23年度	54	18	149	0	2	223
24年度	117	30	221	0	11	379

5 被虐待児の年齢・相談種別

		身体的虐待		性的虐待	心理的虐待	合計
		身体的虐待	ネグレクト			
0~2歳	19年度	14	27	0	16	57
	20年度	24	24	3	6	57
	21年度	28	8	0	10	46
	22年度	22	18	1	7	48
	23年度	17	12	0	31	60
	24年度	36	19	1	34	90
3歳以上 (学齢前 児童)	19年度	19	31	0	20	70
	20年度	34	22	3	18	77
	21年度	20	13	0	13	46
	22年度	35	15	3	16	69
	23年度	10	13	0	23	46
	24年度	25	22	0	41	88
6~12歳 (小学生)	19年度	49	48	0	16	113
	20年度	37	57	6	22	122
	21年度	51	38	2	23	114
	22年度	58	35	1	27	121
	23年度	28	22	0	30	80
	24年度	49	35	1	40	125
13~15歳 (中学生)	19年度	8	15	0	4	27
	20年度	22	16	6	4	48
	21年度	26	18	0	5	49
	22年度	32	7	4	17	60
	23年度	5	4	1	13	23
	24年度	24	14	7	13	58
16~18歳 (高校生等)	19年度	9	1	1	0	11
	20年度	10	3	2	0	15
	21年度	8	7	0	2	17
	22年度	7	4	0	3	14
	23年度	9	0	2	3	14
	24年度	9	2	2	5	18
合計	19年度	99	122	1	56	278
	20年度	127	122	20	50	319
	21年度	133	84	2	53	272
	22年度	154	79	9	70	312
	23年度	69	51	3	100	223
	24年度	143	92	11	133	379

178件
(47.0%)

6 児童相談所別対応件数

児童相談所	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
中央児童相談所相	172	142	137	178	125	241
東予児童相談所相	68	108	99	75	59	97
南予児童相談所相	42	84	36	59	39	41
合計	282	334	272	312	223	379

7 養護相談のうち虐待に関する相談対応件数(福祉行政報告例)

福島県<

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
全国	1,961	2,722	4,102	5,352	6,932	11,631	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	
県	14	7	7	7	16	93	98	112	124	180	317	317	261	282	334	272	312	223	379
市町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	127	124	102	180	152	258	251	254
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	444	385	384	514	424	570	474	633

※児童福祉法改正により、平成17年度から、住民に身近な窓口として市町も児童家庭相談の対応窓口として位置付けられた。

※24年度の全国数値は、現在、国において集計作業中。

平成24年度分の市町児童虐待相談受付対応状況票

	※ 児童虐待相談	左の相談経路		左記Cのうち児童相談所へ通報した件数 (市町単独で対応した件数)	D欄の内訳 虐待の内容				D欄の内訳 主な虐待者					D欄の内訳 被虐待児の年齢別						
		※ 児童相談所	※ 児童相談所以外		身 体 的 虐 待	ネ グ レ ク ト	性 的 虐 待	心 理 的 虐 待	実 父	義 父	実 母	義 母	そ の 他	0 歳	3 歳 前 児 童	6 歳 小 学 生	13 歳 中 学 生	16 歳 高 校 生 等		
		A	B		C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
		松山市	今治市		宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	鬼北町
	100	10	90	90	24	32	0	34	9	1	79	0	1	24	33	30	1	2		
	116	13	103	25	6	13	0	6	11	0	13	0	1	4	11	4	4	2		
	48	14	34	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
	38	7	31	21	0	20	0	1	1	0	19	0	1	1	3	10	2	5		
	60	6	54	37	5	22	0	10	8	0	28	0	1	8	16	10	3	0		
	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	36	2	34	13	6	3	0	4	2	0	10	0	1	1	6	5	1	0		
	42	3	39	34	0	18	0	16	8	1	25	0	0	11	12	9	2	0		
	25	2	23	22	15	7	0	0	6	2	14	0	0	7	4	9	1	1		
	6	1	5	4	0	3	0	1	0	0	4	0	0	1	1	1	1	0		
	10	3	7	7	4	3	0	0	0	0	7	0	0	3	2	0	2	0		
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	10	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	6	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	506	68	438	254	60	121	0	73	46	4	199	0	5	60	88	78	17	11		
(参考)23年度合計	437	57	380	251	65	124	1	61	40	7	199	0	5	71	68	84	18	10		